

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会 職員給与及び退職金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会正規職員就業規則（以下「就業規則」という）第59条の規定に基づき、軽井沢町社会福祉協議会（以下「本会」という）の職員の給与、昇給、諸手当及び退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与に関する町条例の準用)

第2条 就業規則第2条第1号に規定する職員の給与、昇給及び諸手当等については、次の各号に掲げる軽井沢町の規程を準用する。

- (1) 軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第21号）
- (2) 軽井沢町一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和33年規則第6号）
- (3) 一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和52年規則第6号）
- (4) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年規則第2号）
- (5) その他関係する規則及び規程等

2 前項の規定にかかわらず、介護業務に従事する職員（介護業務係職員（調理員を除く）、在宅生活支援係で訪問介護業務に従事する職員及び地域密着型サービス係職員）等（以下「介護業務に従事する職員」という。）においては、次の各号に掲げるものを適用する。また、前項5の事項で町の規程等を準用することが適当でない場合は、別に定める規定等を適用する。ただし、経営状況によってはこの限りではない。

- (1) 介護職給料表
- (2) 介護職員初任給給料表
- (3) 介護職員等キャリアパス表

(支払日)

第3条 給与支払日は、毎月21日とし、支払日が休日となる場合は、その前日とする。

(処遇改善手当)

第4条 処遇改善手当は、介護業務に従事する職員に国が算定する介護職員処遇改善加算により介護職員等キャリアパス表のとおり支給する。

2 当該加算終了時にこの処遇改善手当は廃止する。

(資格手当)

第5条 資格手当は、介護業務に従事する職員以外の職員で有資格者に

対し、別表 1 のとおり支給する。

2 複数の資格を有する場合は、上位資格を適用する。

(退職金)

第 6 条 本会の職員に対する退職金の支給は、本会が社会福祉法人長野県社会福祉協議会と締結した退職手当金積立契約に基づいて行う。

2 前項に規定する制度の加入に必要な納付金は、本会がその全額を負担するものとする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。